

旧優生保護法下における優生手術の被害者に対する補償 及び救済等の早期解決を求める意見書

「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」と定めた旧優生保護法に基づき、同法が母体保護法に改正されるまでの約半世紀あまりの間、本人同意のない強制不妊手術を含む優生手術が、国の通知や都道府県の行政措置のもとで数多く実施されてきました。

国の資料等では、全国で約25,000人が不妊手術を受け、そのうち16,500人が本人同意のない強制手術だったとされています。

これまで、平成10年（1998年）の国連の自由権規約委員会や平成28年（2016年）の国連の女子差別撤廃委員会から、「優生手術の被害者に対する補償措置等を求める勧告」が出されてきましたが、国は何ら対応せず、優生手術の被害者は放置されたままでした。

誤った優生思想によって国民が著しい人権侵害を受けたと認められる事態の解明と被害者の救済は、もはや放置できないことは明白であります。

国会では、全会派からなる「優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟」が発足し、国からの正式な謝罪や補償もいまだに行われていないとして、実態調査やヒアリング、被害者や当事者団体、市民団体との連携・協力を進め、具体的な支援の仕組みを検討することとしています。

優生手術の被害者は高齢化が進み、解決を急がなければなりません。

よって政府及び国会におかれましては、過去の反省に立って、一日も早い政治的及び行政的な責任に基づく解決策を実現すべきであり、下記の事項を実現されるよう強く要望します。

- 1 国は、優生手術の被害者がすでに高齢化し、また、全国における優生手術の実態解明が時間的経過とともに困難になることから、優生手術に関する被害者の実態の速やかな調査及び記録の適正な保存を行うこと。
- 2 全都道府県での相談窓口設置を行うなど、被害者に寄り添う対応を強化すること。
- 3 「疑わしきは救済すべし」との考え方で、被害者に対する補償及び救

済等の実施による早期解決を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年6月26日

尾 道 市 議 会

関係行政庁及び国会あて